

「私は〇〇署の〇〇課長の威圧的な言動について苦情を申し立てたが、これを受け副署長が〇〇課長に対して行った指導あるいは処分の内容が分かる文書」非公開決定案件

## 第 1 審査会の結論

平成 28 年 10 月 12 日付けで愛媛県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 情報公開請求

審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成 28 年 9 月 28 日、愛媛県情報公開条例(平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し、「私は〇〇署の〇〇課長の威圧的な言動について苦情を申し立てたが、これを受け副署長が〇〇課長に対して行った指導あるいは処分の内容が分かる文書」(以下「本件公文書」という。)について公開請求を行った。

### 2 本件公開請求に対する決定

実施機関は平成 28 年 10 月 12 日、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 1 号において非公開と規定する、個人の正当な権利利益を害するおそれのある情報を公開することになると判断し、条例第 10 条に規定する存否応答拒否による非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

### 3 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、本件処分の取消しと公文書の公開を求め、平成 29 年 1 月 13 日、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 5 条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張の要旨

請求人が審査請求書及び反論書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

請求人は、知人女性に対してストーカー行為を行ったと決めつけられ、被疑者に仕立て上げられた際に、〇〇警察署の〇〇課長から脅迫等の行為

を受けたことについて苦情を申し出たが、警察が組織ぐるみで〇〇課長の違法行為を隠蔽したと思料されるので、〇〇課長の処分に関する公開請求を行った。

基本的人権の侵害を受けた被害者である請求人は、加害者である警察官に対する処分の有無あるいは処分の内容を知る権利があり、これを拒否することは、〇〇課長の違法行為を隠蔽することになる。事実を公開して愛媛県警察が法の下に公平、公正であることを明らかにし、また、請求人の人権を保護するためにも、非公開決定を取り消し、公文書を公開しなければならない。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

- (1) 「請求人が〇〇課長の言動に関して苦情を申し立て、これを受け副署長が〇〇課長に対して行った指導の内容が分かる文書」について、苦情処理簿及び身上カードを対象文書として特定した。

苦情処理簿（様式3）は、愛媛県警察苦情取扱要綱の制定について（平成13年5月23日例規総第29号）を根拠とし、警察宛て苦情について受理した時に作成するものとされており、苦情申出の概要及び同苦情に係る処理結果や、場合により職員への指導状況等が記載される文書である。

身上カードについては、愛媛県警察職員の監督に関する訓令（昭和53年9月8日本部訓令第14号）を根拠とし、勤務状況及び身上実態の把握と事後の監督を目的として職員個々について作成され、勤務状況及び生活態度等について、監督上参考とすべき事項を把握し、あるいは所要の措置を講じた場合は、その状況を記載する文書である。

- (2) 「〇〇課長が受けた処分の内容が分かる文書」については、愛媛県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（昭和29年10月28日本部訓令第19号）を根拠として作成される懲戒処分簿を対象文書として特定した。

懲戒処分簿は、免職、停職、減給及び戒告などの懲戒処分に関して、その処分年月日、処分効力発生日、処分種別、所属、階級、氏名、年齢及び規律違反の内容を記載する文書である。

また、規律違反の内容が軽微であり、懲戒処分を要しないと認められる事案に対する処分であるところの監督上の措置に関しては、同訓令を根拠として作成される本部長訓戒処分簿、所属長訓戒処分簿、本部長注意処分簿及び所属長注意処分簿を対象文書として特定した。

本部長訓戒処分簿、所属長訓戒処分簿、本部長注意処分簿及び所属長

注意処分簿については、処分年月日、所属、階級、氏名、年齢及び規律違反の内容を記載する文書である。

## 2 本件公文書を公開しない理由

- (1) ある特定の公務員に関して、幹部から指導を受けた事実に関する情報や、懲戒処分あるいは監督上の措置を受けた事実に関する情報は、公務に関連した情報としての一面を有する一方で、個人の資質、名誉にかかわる当該職員固有の個人情報であり、条例第7条第2項で非公開と規定する「個人に関する情報」に含まれることは明らかである。
- (2) 条例第7条第2項第1号ただし書では、慣行等により公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報については、例外的公開事項として規定しているが、職員に係る逮捕事案など一定の場合を除き、特定の職員に係る指導や処分に係る情報を公にすることは予定しておらず、本件請求に係る事案に関して公にした事実もない。また、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要である理由は、客観的に見ても存在せず、さらに当該遂行した職務上の行為を事由として行われる当該特定の職員に対する指導や処分に関する情報は、条例が公開を規定する、公務員がその組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報とは言えない。したがって、例外的公開事項には該当しない。
- (3) 条例第10条では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」旨を規定している。特定の職員に係る幹部からの指導の事実に関する情報や、懲戒処分又は監督上の措置の事実に関する情報は、その有無を含めて当該特定職員に係る非公開とされるべき「個人に関する情報」であることから、本件文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することが当然と認められる。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件公文書について

本件情報公開請求に関して、実施機関が「審査請求人が〇〇課長の言動に関して苦情を申し立て、これを受け副署長が事実関係の調査を行った上で、〇〇課長に対して行った指導の内容が分かる文書」について、苦情処理簿及び身上カードを対象文書として特定し、さらに「〇〇課長が受けた

処分の内容が分かる文書」については、懲戒処分簿並びに本部長訓戒処分簿、所属長訓戒処分簿、本部長注意処分簿及び所属長注意処分簿を対象文書として特定したことは、妥当と認められる。

## 2 本件審査請求における争点

実施機関は、前記のとおり苦情受理を契機とし、特定の職員が幹部から受けた指導あるいは処分が分かる文書について特定した上で、

- 特定の職員に関して、幹部から指導を受けた事実に関する情報や、懲戒処分あるいは監督上の措置を受けた事実に関する情報は、当該職員固有の個人情報であること
- 条例第7条第2項第1号ただし書により規定される例外的公開事項に該当しないこと
- 特定の職員に係る幹部からの指導の事実に関する情報や、処分の事実に関する情報は、その有無を含めて個人に関する情報であり、本件文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することが当然と認められること

を非公開の理由としていることから、これらについて適否を個別検討する。

### (1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

まず、警察職員が幹部職員から指導を受けた事実に関する情報や、懲戒処分あるいは監督上の措置を受けた事実に関する情報が、条例が非公開と規定する個人に関する情報に該当するか否かについて検討する。

条例は第7条第1項で、実施機関に対して公文書の公開義務を規定する一方、同条第2項第1号で、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、公開しないことを規定している。

本件審査請求に係る公文書公開請求に際し、請求人は、〇〇警察署〇〇課長である〇〇警部を特定した上で、請求人自身が申し立てた苦情を受けて、同職員が副署長から受けた指導内容や、懲戒処分あるいは監督上の措置の内容について公開を求めたものである。

ある特定の公務員が、県民からの苦情申立を受け、上司である幹部から指導を受けた事実に関する情報や、懲戒処分あるいは監督上の措置を受けた事実に関する情報は、公務に関連した情報ではあるが、特定の個人を識別できる情報であると同時に、当該職員個人の資質、名誉にかかわり、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有

する当該職員固有の個人情報であると認められる。個人のプライバシー保護に関しては、一般私人のみならず、公務員も個人として尊重されるべきであることは、言うまでもない。

## (2) 条例第7条第2項第1号ただし書の該当性について

次に、個人に関する情報の例外的公開事項に該当するか否かについて検討する。条例第7条第2項第1号ただし書では、

ア 法令、条例若しくは実施機関の規則(規程を含む。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

については、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要がないこと又は個人の権利利益を考慮しても、なお公開することの公益が優先することから、例外的公開事項として規定している。

ただし書アについて検討する。職員個人を特定した上での、幹部による指導の事実に関する情報、懲戒処分及び監督上の措置の事実に関する情報は、職員に係る逮捕事案について既に報道発表済であるような特定の場合を除き、法令等の規定又は慣行として公にすることを予定しておらず、また、本件請求に係る特定の職員に関して、指導及び処分等に関する情報を公にした事実も存在しないとの実施機関の説明は、合理的である。したがってただし書アに該当しない。

次にただし書イについて検討する。特定の職員が幹部から指導を受けた事実に関する情報や、懲戒処分及び監督上の措置を受けた事実に関する情報が、本件審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要である理由は認められず、ただし書イに該当しない。

最後に、ただし書ウについて検討する。「職務の遂行に係る情報」とは、公務員がその組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいい、公務員の身分取扱いに係る情報を除くものであり、具体的な職務の遂行と直接の関連をもったものとされている。そ

のため特定の職員が、その所掌する職務を遂行した場合であっても、当該遂行した職務上の行為を事由として行われる当該特定の職員に対する指導や処分に関する情報は、当該特定の職員の職務遂行に係る情報ではない。したがって、公開することが規定されている公務員の「職務の遂行に係る情報」とは認められず、ただし書ウに該当しない。

### (3) 条例第 10 条の該当性について

最後に存否応答拒否に該当するか否かについて検討する。条例第 10 条では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」旨を規定している。

本来、公開請求に対しては、当該請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開又は非公開を決定すべきであるが、同条は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めたものである。

「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるとき」とは、公文書が存在するかどうかを明らかにするだけで、条例第 7 条第 2 項各号に掲げる非公開情報として保護される利益が侵害されることをいう。具体的には、文書不存在を理由に非公開決定を行えば、非公開情報がないということを明らかにし、一方、各種非公開条項を適用して非公開決定を行えば、非公開情報が現に存在するというを明らかにすることにより、個人のプライバシー等保護されるべき利益が侵害されるような場合がある。

そのため、このような場合には、公文書が存在する場合も、存在しない場合も、常に公文書の存否を明らかにしないで非公開とすることが必要になる。

本件審査請求に係る公文書公開請求は、特定の職員の氏名を挙げた上で、当該特定の職員が審査請求人からの苦情を受けたことにより、幹部から指導を受けた事実に関する文書や、懲戒処分あるいは監督上の措置を受けた事実に関する文書について請求が為されたものである。

ある特定の職員に係る幹部からの指導の事実及びその内容に関する情報や、懲戒処分又は監督上の措置の事実及びその内容に関する情報は、その有無を含め当該職員に係る「個人に関する情報」であり、非公開とされることは前述のとおりであるが、請求人は「職員個人に関する情報」について請求したものである。したがって、通常 of 取扱いに従い、公文書が存在する場合に非公開理由を示して非公開決定を行ったとすると、特定の職員に対して何らかの指導あるいは処分等が行われた事実が公に

なることになる。一方、公文書が存在しない場合に、公文書不存在を理由に非公開決定を行ったとすると、特定の職員について指導あるいは処分が行われなかった事実が公になる。

このように本件審査請求に係る公開請求に対して、公文書が存在しているかどうかを答えることは、特定の職員に係る指導や処分の事実という非公開情報を公にすることと同じ効果を持ち、ひいては個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 10 条に規定する「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時」に該当するものと認められる。

したがって、本件文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することは妥当である。

#### **4 審査請求人の意見について**

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

#### **5 本件処分の妥当性について**

以上のことから、本件審査請求に係る情報公開請求に対して、実施機関が条例第 10 条に規定する存否応答拒否による非公開決定とした本件処分について、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第 6 審査会の審議等の経過**

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 29 年 3 月 9 日	諮問
同年 3 月 15 日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 4 月 20 日	審査請求人から反論書を受理
同年 6 月 5 日	審査会（第 1 回審議）
同年 7 月 5 日	審査会（第 2 回審議）
同年 8 月 4 日	審査会（第 3 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	